

新潟市水道局競争入札参加者の資格審査結果の公表に関する取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）

第6条に規定する有資格者名簿の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の内容)

第2条 公表の内容は、有資格者名簿についての次の項目とする。ただし、物品等入札参加資格審査をうけたものの名簿については、第1号から第4号及び第5号の登録業種のみとする。

- (1) 業者名
- (2) 代表者
- (3) 所在地
- (4) 電話番号
- (5) 登録業種及び総合評点
- (6) 格付業種にあつては、格付結果

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、新潟市ホームページでの掲載及び総務部経理課に備え置く有資格者名簿の閲覧によるものとする。

(閲覧の期間等)

第4条 閲覧の期間等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 閲覧の期間は、当該資格認定の有効期間内とする。
- (2) 閲覧のできる時間は、当局職員の勤務時間内とする。

附 則

この要綱は、平成12年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。